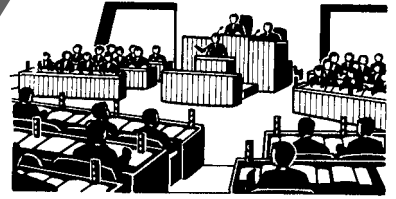


議会だより

編集：議会だより編集委員会



平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第4号)など27議案を審議

平成24年第4回朝霞市議会定例会は、11月27日から12月18日までの22日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から21議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案を原案のとおり可決・承認しました。

また、議員提出議案が6件提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

▽平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第5号)

補正額は、1億8127万9千円の増額で、予算総額は36億2802万2千円となりました。

歳入の主なもの、国庫支出金の増額、県支出金は、埼玉県分権推進交付金を減額し、障害者自立支援給付費負担金などを増額しています。寄付金は、ふるさと納税寄付金として、7件の指定寄付金の受け入れをしています。諸収入は福島県須賀川市への職員派遣に伴い、派遣職員給与等負担金を増額しています。

歳出の主なもの、暴力団排除条例の啓発物作成費用や市民センター改修工事費、予

防接種実施規則の一部改正により、四種混合ワクチンが導入されたことに伴う費用、また、地域経済対策事業として、市内業者を対象とした基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」に防球ネットを設置するための工事費などを計上するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正額は、30万6千円の減額で、予算総額は16億1275万9千円となりました。

歳入の主なもの、一般会計からの繰入金を減額しています。

歳出の主なもの、地域経

済対策事業として、老朽化したマンホール蓋の交換のための費用を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額は、4億2235万1千円の増額で、予算総額は50億7220万9千円となりました。

歳入の主なもの、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額しています。

歳出の主なもの、保険給付費ではサービス利用件数等の増加に伴い、居宅介護等サービス給付事業、施設介護サービス給付事業、居宅介護等サービス計画費給付事業を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市水道事業会計補正予算(第1号)

地域経済対策事業として、市内事業者を対象とした予算を計上するとともに、原子力損害の賠償に関する法律に基づく賠償金の受け入れおよび人事異動に伴う人件費について、収益的収入、収益的支出および資本的支出を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

障害者自立支援法の名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正するなど、関係条例について整理を行うものです。

原案可決(全会一致)

▽朝霞市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホーム朝光苑を5床増床し、定員を70人から75人とするものです。

原案可決(全会一致)

▽証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正により、議会の本会議において公聴会の開催と参考人の招致ができることとなったことに伴い、出席した関係者、参考人に実費弁償を支給するための改正を行うものです。

原案可決(全会一致)

▽朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市の低炭素化の促進に關する法律の施行に伴い、新たに低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査事務を行うこととなるため、審査事務に係る申請手数料の額を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例

施設の廃止を決定したことから、本条例を廃止するものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市暴力団排除条例

暴力団排除活動に対する基本理念を定め、啓発および広報活動や、市発注の公共工事等からの暴力団排除、市立中学校における暴力団排除教育の措置などを実施し、市、市民および事業者が連携協力し、暴力団排除活動を推進することを定めるものです。

原案可決（賛成多数）

▽埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

同組合を組織する地方公共団体のうち、白岡町の市制施行および蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、同組合

規約を変更することについて協議するため議決を求めるものです。

原案可決（全会一致）

▽専決処分の承認を求めることについて（平成24年度朝霞市補正予算第4号）

衆議院が解散したことにより、衆議院議員選挙を執行するための費用について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

承認（全会一致）

次の9議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い関係法令が一部改正されたことによるものです。

▽朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園設置についての技術基準や公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

排水施設の構造の基準等を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市廃棄物の減量及び適

正処理等に関する条例の一部を改正する条例

市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅の整備基準を追加し、公営住宅に入居すべき低所得者としての収入基準の金額を明記するものです。また、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、入居資格の特例を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービス事業の8事業について類型ごとに基本方針、人員、設備、運営の基準をそれぞれ定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例

地域密着型介護予防サービス事業の対象となる、介護予防認知症対応型通所介護などの3事業について類型ごとに基本方針、人員、設備、運営の基準をそれぞれ定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

地域密着型介護老人福祉施設の入所定員およびサービス事業者の資格を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市が管理する市道の構造等の基準に関する条例

国の基準である政省令で定められていた道路の構造等に関する基準の一部について、定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

布設工事監督者の配置基準および布設工事監督者の資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準を定めるものです。

原案可決（全会一致）

※ 掲載内容は第4回定例会時点でのものです。

第4回定例会の一般質問等の内容は、広報あさか2月15日号の議会だよりに掲載します。

議案審議

議案第63号 平成24年度朝霞市一般会計補正予算（第5号）

地域経済対策事業の手続きと効果

○黒川滋議員 一般会計補正予算第5号に盛り込まれている地域経済対策事業の全体としての事業計画なり事業要綱などの文書がなく、どのような手続きと基準で事業が盛り込まれたのでしょうか。

また、地域経済対策事業で増える雇用量、市民所得の寄与はどのくらいになるのでしょうか。

地域経済対策事業の発注方法について、放っておくと倒産予防という説明と矛盾して価格競争力のある事業者が落札してしまうのですが、それへの対策は考えているのでしょうか。



○市長 地域経済対策事業については、地域の需要を下支えする政策を緊急に講じる必要があると判断し、平成25年度に実施を予定する事業のうち市内事業者に発注可能と思われる業務委託や小規模修繕などの事業をリストアップし、11月19日の庁議において経済対策事業を盛り込んだ補正予算案を承認し、正式に決定したものです。

○審議監 地域経済対策事業で増える雇用量の見込みは、朝霞台出張所と朝霞駅前出張所で窓口業務の増加に伴い、計3名を市が雇用する予定です。市民所得への寄与額については、具体的な金額を試算するすが現在ありませんので、具体的に申し上げることは難しいと考えています。発注方法については、発注先を市内業者とし、法令等にのっとり、それぞれの事業の発注額に応じて指名競争入札、もしくは随意契約の手続きにより契約を締結していきたいと考えています。

○副市長 事業の発注方法については、今回は、できれば政策的にいう一抜け方を扱っていくなど、十分考慮して

財政調整基金を取り崩して大丈夫か？

いきなりと考えています。

○小山香議員 財政調整基金は、自治体が財源に余裕のある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金である。朝霞市は基金は虎の子なので厳しく取り扱うと言っていたが、12月議会の緊急経済対策として財政調整基金を取り崩すことになった。その結果、現在高は8億2753万1千円から7億4370万7千円になるという。来年度予算が憂慮される。問題はないのか。

○総務部長 本市の財政調整基金については、平成15年度末現在の29億1500万4千円をピークに年々減少している傾向です。しかしながら、長引く景気低迷による市内事業者への影響が深刻な状況になりつつあることから、市内事業者の活性化を図るために、本市として可能な限りの地域経済対策を、今回補正予算(第5号)に計上させていただいたところですが、そのため、財政調整基金の平成24年度末現

在高見込みは、7億4370万7千円です。財政運営が非常に厳しい状況であることは確かですが、市内経済の状況をかんがみて判断をさせていただいたところです。

議案第74号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

○山口公悦議員 改正による影響として現在契約されている方が不幸にして亡くなったとしても、引き続き住み続けていけるのかどうか。また、「住まいは人権」という点から、市の住宅政策として13万都市に50戸では少なすぎるのではないか。市の住宅政策の考えを示してもらいたい。

○市長 今後の住宅政策ですが、国や県で実施をしていたきたいというのが基本的な考え方です。低所得者の方々への住宅の供給についても、市として独自に市営住宅を設置しようという気はしていますが、難しいという気はしています。

○都市建設部長 現在入居されている方の多くは高齢者世帯となっています。例えば、一方がお亡くなりになった場合も、入居当初から同居されている場合については、引き

続き入居ができることが条例に定められていますので、仮にお亡くなりになっても、引き続き、もう一人の方はお住まいいただけます。

議案第75号 朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例

○田辺淳議員 平成9年にオープン、9年間営業を続けた「湯くぐり」が平成18年に営業を中止して6年8ヶ月も経っています。閉鎖して以降の間、調査や改修設計や管理に1億円以上の経費を無駄に支出しています。結局、閉鎖の理由とされた大量の水漏れの原因も分からずじまい。いまだ閉鎖された湯くぐりよう行きのバスも動いていると思いますが、なぜ、今になって設管条例の廃止を行うのですか？起債償還時期を言うなら、3月、6月議会に出すこともできたと思います。

○審議監 今議会に設置及び管理条例の廃止を提案した理由は、直接的には、温浴施設としての再開は、検討の結果、すでに事実上無理だということになっています。建設時に5億3710万円を起債し、

その償還が平成24年3月に完了したことから、条例を廃止し、今後は普通財産として管理をさせていただきながら、引き続き、施設の有効利用策についての検討を続けたいと思っています。

憩いの湯の活用策に具体性が持てれば、繰上償還ということも実は可能ではあったと思いますが、具体的に活用策というのが定まらない状態でしたので、ある意味では、起債の償還は予定どおり平準化し、お返しをするという形で、今まで対応していました。

議案第76号 朝霞市暴力団排除条例

○神谷大輔議員 暴力団排除条例は、警察の働きかけにより、現在、県内の自治体で広がりを見せている状況ですが、県条例との違いはどのいったところで、意義というものをどう捉え、そして、9条の市民等に対する支援とは、どういったことを想定されているのでしょうか？



○総務部長 初めに、県条例との違いは地方分権の観点から、県条例の範囲は都道府県レベルにとどまることから、

市町村の取り組みについては市町村が条例を制定し、規定することになっています。このため、埼玉県暴力団排除条例で適用されない市の事務事業から暴力団を排除するために、啓発活動、広報活動、市

が発注する公共工事等からの暴力団の排除および市立中学校における暴力団排除教育の実施などを市の条例で規定しています。

次に、第9条に関する想定については、市は県などの関係機関と連携し、暴力団の活動実態や犯罪情勢など、暴力団排除活動に資する情報提供などの支援を行うことを想定しています。

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員提出議案 6件を審議

これらは議員から提出された議案で、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、可決した意見書については、いずれも内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出しました。

次の3議案は、地方自治法が改正されたことによるものです。

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

委員の選任等について、条例に追加するものです。

朝霞市議会会議規則の一部を改正する規則

本会議において行う公聴会の開催、参考人の招致について、手続き等を定めるものです。

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を当てることのできる経費の範囲を条例に追加するものです。

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書
4 大疾病に精神疾患が加わ

り5大疾病とされる今日ですが、精神疾患の治療改善はなかなか進んでいないのは事実であり、患者数及び入院患者数がふえています。自殺対策基本法が制定されるように、現代日本のストレスは多く、

それに社会が対応しきれていないように思われます。また、精神疾患患者の治療に用いられる向精神薬は、副作用の大ききもあり、その処方や治療に課題があると思われます。

そのような中、脾臓の機能失調等による血糖値の調節異常によって発症する「機能性低血糖症」は、糖の過剰摂取や過激な食事制限、過食といった食生活の乱れやストレスなどが原因となって、血糖値が急激に低下したり、低い状態にとどまってしまう疾患で、現代の食生活も誘因の一つと指摘されており、近年、研究が進むとともに、患者数もふえています。

機能性低血糖症は、脳への血糖補給不足に加え、アドレナリンなどの内分泌系異常や自律神経にも悪影響を及ぼし、慢性疲労やつつ状態、集中力不足、精神不安定、記憶障害など、身体面・精神面ともに

さまざまな症状が引き起こされることが分かってきています。

また、症状から精神疾患や神経疾患などと誤った診断をされるケースも少なくありません。

この機能性低血糖症の診断には、糖尿病診断に用いられる常用負荷試験及びOGTT（耐糖能精密検査）が有効とされていますが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く「無反応性低血糖症」や、4時間経過後に血糖値が急落する「反応性低血糖症」などを診断することが難しい状況です。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらに脾臓の機能障害の程度を診るためには、インスリン値を調べることも重要なポイントです。

ところが、5時間のOGTT（耐糖能精密検査）は保険適用がされておらず、高額な自己負担が必要なほか、実施する医療機関も少ないのが現状です。

機能性低血糖症と正しく診断され、治療が行われること

により症状が改善、社会復帰する事例は数多くあります。

そこで、機能性低血糖症に関する調査研究及び検査体制の拡充等が図られるよう以下の3点に取り組みよう強く要望します。

1 機能性低血糖症についての医学研究の進展と的確な診断・治療の普及に向け、国として早急に調査研究を行うこと。

2 機能性低血糖症の診断のために5時間のOGTT（耐糖能精密検査）を保険適用の対象とすること。

3 各都道府県に的確な診断・治療のできる医師の養成、医療機関を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に



東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用をすすめたことに大きな原因があります。

特に建設業は、重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の乗せ補償もありません。

国は石綿健康被害救済法を成立させましたが、現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し補償を求めて訴訟を起こしています。

よって、政府においては、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト問題の早期解決を図

るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

子ども医療費の自己負担軽減等のための国の施策の実現を求める意見書

子どもの権利条約第24条で、すべての子どもが健康でいられるよう、医療受診が可能となる体制づくりを締約国の国や自治体に求めています。その文脈からは、保護者負担分が大きいために保護者の経済状態によって子どもの医療受診が制約されることは、解消すべき課題であると言えます。

現在、我が国においては、子ども医療にかかる公的保険制度の自己負担割合は義務教育就学前2割、義務教育就学後3割となっており、主に保護者によって負担されています。この負担が、子育て世帯の家計に与える影響は大きく、貧困家庭に至っては、子どもの受診が差し控えられていることもあります。

このような問題に対処するために、自治体の多くが小学校卒業まで、中学校卒業まで、高等学校卒業までなど独自の基準を設けて、子ども医療費

の自己負担分を全部または一部助成しています。これは自治体において、多大な負担となっています。

本来、家庭の経済状態によって子どもの医療受診が制約されることを解消する施策は、ナショナルミニマムと位置づけるべきです。各自治体の財政力の差異によって子どもの受けられる医療に格差がないよう、医療費の自己負担の地域格差を是正することは、国が取り組むべき課題と考えます。朝霞市議会においては、子ども医療費の自己負担分について国庫負担など安心信頼の子ども医療の実現を求め、以下の要望をいたします。

1 子ども医療費の自己負担分の解消または大幅な軽減のため、健康保険制度によって子どもが受診した場合の自己負担割合の見直しまたは医療費自己負担分の軽減のための助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

請願の審議結果

―不採択―

▽消費税大増税の反対に関する請願

(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部

支部長 田澤達好さんほか

13団体

―採択―

▽建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書

(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部

支部長 田澤達好さんほか

1974人

議会の詳細は 会議録で

審議内容を詳しくお知らせになりたい方は、市政情報コーナー(市役所3階)のほか、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。また、市ホームページからもご覧いただけます。(今回の会議録は、3月上旬に公開を予定しています。)

寄付行為の 禁止について

議員の寄付行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

次のようなものが寄付禁止の対象になります。

- ・お中元やお歳暮
- ・暑中見舞いや年賀状などの時候のあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)
- ・本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典
- ・まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等



埼玉県の選挙統一キャラクター「選挙くん」